

# 株式会社 CAICA DIGITAL

証券コード：2315

第37期

## 定時株主総会 招集ご通知

### 目次

第37期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使の方法についてのご案内	3
事業報告	5
連結計算書類等	22
計算書類等	27
株主総会参考書類	34

### 開催日時

2026年1月29日（木曜日）午後2時

### 開催場所

東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザストリングス 表参道 1階 グランドセントラル

### 決議事項

第1号議案	取締役5名選任の件
第2号議案	ストックオプションとして 新株予約権を発行する件
第3号議案	株式交付計画承認の件
第4号議案	定款一部変更の件

株主各位

(証券コード 2315)  
2026年1月14日  
(電子提供措置の開始日2026年1月7日)

東京都港区南青山五丁目11番9号  
株式会社 CAICA DIGITAL  
代表取締役社長 鈴木伸

## 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第37期定時株主総会招集ご通知」及び「第37期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.caica.jp/general-meeting/>

電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、以下のいずれかの方法によって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

前回と同様に、集中する時間を避けて、午後2時からの開催とさせていただきますので、お間違えないようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

3頁及び4頁に記載の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ ストリングス 表参道 1階 グランドセントラル

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 1. 第37期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）事業報告、連結計算書類

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第37期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第3号議案 株式交付計画承認の件

第4号議案 定款一部変更の件

以上

(お願い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

(重複して行使された議決権の取扱いについて)

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

### ■株主総会にご出席いただける場合

#### 株主総会へ出席



株主総会開催日時 2026年1月29日（木曜日）午後2時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### ■株主総会にご出席いただけない場合

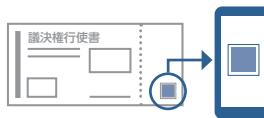
#### 書面による議決権行使



#### 議決権行使期限

2026年1月28日（水曜日）  
午後5時45分到着分まで

#### 「スマート行使」によるご行使



#### 議決権行使期限

2026年1月28日（水曜日）  
午後5時45分まで

#### インターネットによるご行使

パソコン、スマートフォン又は  
携帯電話等から、

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

#### 議決権行使期限

2026年1月28日（水曜日）  
午後5時45分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。  
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。（この方法での議決権行使は1回に限り可能です。）

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 「スマート行使」によるご行使

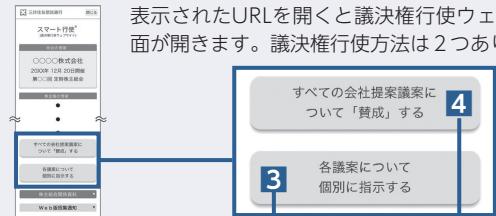
## 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



## 2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### 3 各議案について 個別に指示する

#### 4 全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

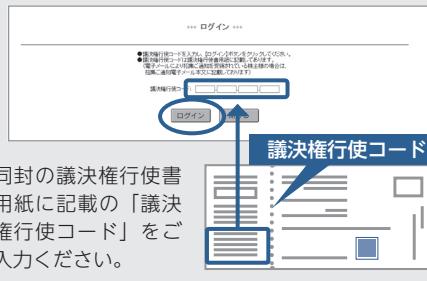
一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## インターネットによるご行使

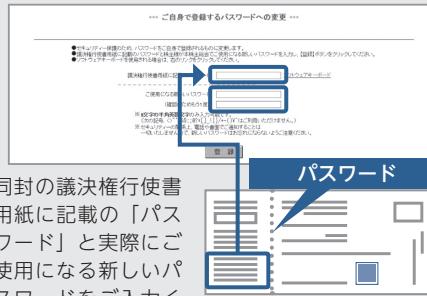
## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



## 2 ログインする



### 3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、[議決権行使ウェブサイト](#)をご利用いただけない場合があります。

# 事業報告 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

前連結会計年度（2023年11月1日～2024年10月31日）における数値については、2025年6月9日付で有価証券報告書の訂正報告書を提出しており、過年度遡及修正における訂正後の数値を記載しております。

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善等により緩やかな回復基調が続きました。一方で、物価上昇が個人消費に及ぼす影響や、米国の関税政策の不確定性による景気の下振れ懸念等、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループが事業を展開するITサービス業界及び金融サービス業界は、企業の業務効率化へのニーズの高まりに加え、労働人口の減少に伴う人手不足を背景として、引き続きDX推進の重要性が増しています。当連結会計年度は、生成AIの業務活用拡大やクラウドサービスの高度化が進むなど、先端技術を活用したサービス需要は堅調に推移しており、ITサービス産業及び金融サービス産業の市場の拡大は今後も継続するものと見込まれます。

また、当連結会計年度に子会社化した株式会社ネクス（以下、「ネクス」といいます。）が事業を展開するIoT、M2M業界は、データを収集・分析して業務の効率化や管理の強化を図ることが求められる製造業、物流、交通、エネルギー、農業といった幅広い分野での需要が継続しています。

このような状況の下、当社グループは、ITサービス事業において利益率の向上を図るとともに、新規ビジネスであるDXソリューションのサービスを本格始動しました。

また、当社グループは、2023年10月期に実施した暗号資産関連事業を営む子会社の売却等、赤字が継続していた金融サービス事業から撤退し、安定的なキャッシュ・フローを生むグループ体制への移行を図っております。この一環として、2025年2月27日付で、連結子会社である株式会社カイカファイナンスを解散し、2025年5月23日付で清算結了しました。

さらに当社は、2025年2月3日付で株式会社クシム（以下、「クシム」といいます。）との資本業務提携を解消しました。加えて、当社の連結子会社である株式会社カイカファイナンシャルホールディングス（以下、「カイカFHD」といいます。）のクシムに対する貸付金の回収について、クシムの連結子会社である株式会社ネクスデジタルグループ（旧商号：株式会社ZEDホールディングス、以下「ネクスデジタルグループ」といいます。）の株式を取得することによる弁済（代物弁済）を受けるとともに、ネクスデジタルグループ株式をカイカFHDから株式会社ネクスグループに譲渡しました。

新たな事業展開としては、2025年10月16日付でネクスを当社の連結子会社としました。ネクスが有するIoT機器、通信インフラ、エッジコンピューティングに関する高度な技術や実績と当社グループのブロックチェーン、AI及びセキュリティ等の先端技術を合わせ、第4次産業革命の重要技術をフルラインナップで備えることにより、分散型技術とリアルデバイスを融合した新たなサービスの創出や、社会全体のDXを加速する包括的なソリューションの提供の実現を目指してまいります。

なお、ネクスの損益は、2026年10月期第1四半期から連結子会社として損益計算書に取り込み、当連結会計年度末は貸借対照表のみを連結に取り込んでおります。そのため以下の経営成績やセグメントごとの業績には記載しておりません。

当連結会計年度における売上高は5,195百万円（前連結会計年度比7.3%減）、営業利益は70百万円（前連結会計年度比38.4%減）、経常利益は76百万円（前連結会計年度比45.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は166百万円（前連結会計年度比444.4%増）となりました。

売上高は、ITサービス事業である株式会社CAICAテクノロジーズ（以下「CAICAテクノロジーズ」といいます。）において、利益率向上を目的とした高単価案件の選別受注を継続的に行った影響により減少いたしました。

利益面につきましては、売上高の減少の影響や業務委託費等の販売費及び一般管理費の増加に伴い、営業利益及び経常利益は減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は子会社が保有する有価証券の一部売却に伴い、投資有価証券売却益を特別利益として815百万円計上した一方で、株式交換にて子会社化したネクスの取得時に発生するのれんの減損損失等を特別損失として711百万円計上いたしました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

#### 1) ITサービス事業

金融機関向けのシステム開発分野は、銀行向け案件において想定していた大型案件の引き合い獲得に遅れが生じたものの売上高は前連結会計年度を上回って着地いたしました。証券及び保険向け案件は新規案件の獲得が不足し軟調であります。

非金融向けシステム開発分野は、DXや業務効率化、セキュリティへの需要が底堅く推移いたしました。AI技術の浸透により顧客におけるIT要員の内製化が進んでおり、CAICAテクノロジーズにおいてもAI時代にマッチしたニーズへの対応を強化しております。

フィンテック関連のシステム開発分野は、DID/VC\*技術など新たな受注を獲得いたしました。

\*DID/VCとは、分散型ID（DID: Decentralized Identifier）と検証可能な証明書（VC: Verifiable Credential）を組み合わせた、次世代のデジタル認証・証明技術です。ブロックチェーン技術などを活用し、個人が自分の情報を主体的に管理しながら、必要な情報だけを安全に他者へ提示できるようになります。

また、当連結会計年度より本格始動した、DXソリューションサービスは、コンサルティングの過程でハードウェア納品の遅れが生じた影響で、売上高の一部が2026年10月期に後ろ倒しとなったものの、概ね期初の想定どおりに伸長いたしました。DXソリューションサービスは、顧客のDX化の加速を目的とし、大規模エンタープライズ向けのDXソリューションを有する大手海外ベンダーと提携し、プロダクト販売、コンサルティング、設計、追加システム開発、導入サポート、保守・運用までをフルSIとして提供するサービスです。2025年7月には、各製品に関する情報を発信するランディングページ（LP）を新たに公開したことに加え、製品をご利用中のお客様を対象とした研修サービスを開始する等、販売強化に取り組んでおります。

これらの結果、ITサービス事業の売上高は、5,198百万円（前連結会計年度比6.8%減）、営業利益は609百万円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。

## 2) 金融サービス事業

暗号資産の投資・運用は、当連結会計年度においては、主要国の政策動向等を背景に暗号資産市場が調整局面となり、当連結会計年度末においてビットコイン等の暗号資産の価格が下落した影響により低調でありました。当社グループとしては、暗号資産の高い価格変動リスクをふまえ、今後も市場動向を注視しつつ、適切なリスク管理のもとで慎重に投資・運用を進めてまいります。

カイカFHDが運営する審査制NFT販売所、Zaif INOの売上高は、NFTの販売高に応じた販売手数料を収益源としております。当連結会計年度は、読者と漫画家が共に出版を目指すNFT漫画プロジェクトにおいて、目標販売額を達成し、電子出版が正式成立いたしました。今後もNFTと親和性が高い分野でのサービスラインナップの拡充を図ってまいります。また、カスタマーディベロップメントのサービスは、暗号資産や金融業界をはじめとした様々な業界に適応可能な顧客対応を行っており、高水準のカスタマーサポートチームを提供するほか、顧客との友好な関係構築を支援しています。

これらの結果、金融サービス事業の売上高は5百万円（前連結会計年度比86.7%減）、営業損失は117百万円（前連結会計年度は営業損失194百万円）となりました。

## 3) その他

その他につきましては、暗号資産コンテンツの提供を行うメディア事業で構成されており、売上高は－百万円（前連結会計年度は0百万円）、営業利益は－百万円（前連結会計年度は0百万円）となりました。

なお、当該事業は2025年2月で終了しました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月16日を効力発生日として株式会社ネクスを完全子会社とする株式交換を行い、同社を子会社といたしました。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは引き続き、安定したキャッシュ・フローを産みだすシステム開発のITサービス事業を軸とし、DXソリューションのサービスに注力するとともに、Web3ビジネスを伸長することで業績の拡大を目指します。

この方針をふまえた、2024年～2026年までの3カ年を対象とする中期経営計画は以下のとおりです。なお、中期経営計画の方針・各施策に変更はありませんが、第37期定時株主総会で株式交付による株式会社善光総合研究所の子会社化が承認されることを条件とした、連結業績への影響を現在精査しております。株式交付に伴う会計処理並びにのれんの金額等に関しては、現時点では未定であります。

中期経営計画（2024年～2026年）の達成に向けた具体的な施策は以下のとおりです。

### 1. 既存Web3事業の拡大

- ・カイカコイン（CICC）の資産価値向上

当社は自社で暗号資産のカイカコインを発行しており、運用実績は9年に及びます。今後は、活用シーンを増やすことで資産価値の向上を図ります。

#### ・Zaif INOにおけるサービスの拡充

カイカフィナンシャルホールディングスが運営する審査制NFT販売所Zaif INOでは、クリエイターが制作した作品のNFT化からマーケティングまでを包括して行っております。これまでNFT販売サイトを全面リニューアルし、初心者にやさしいポップで直感的なデザインに一新いたしました。また、Zaif INOにおける決済手段を拡充し、クレジットカード決済とカイカコインでの決済を実装いたしました。さらにウォレットや暗号資産なしでNFTが購入できるNFTカードの販売を開始いたしました。今後もサービスの拡充を積み重ねてまいります。

### 2. DXコンサルティングによるSI事業の伸長

当社グループは暗号資産交換所Zaifの運営経験や、NFT販売所Zaif INOの運用実績を活かし、C to CプラットフォームやIPを保有する企業に対して、Web3事業開発のノウハウを提供します。

また、CAICAテクノロジーズにおいては従来、開発案件の二次請け受注業務を行ってまいりましたが、これに加え、DXソリューションサービス事業に注力しております。

### 3. M&Aによる事業拡大

当社は積極的にM&Aを行い、中期的な事業拡大を図ってまいります。現在、当社が想定している対象企業及び戦略は以下のとおりです。これまでに金融サービス事業で得た知見とパイプラインを活かし、複数の案件を検討しております。

- ・ブロックチェーン関連企業

ブロックチェーンを活用したサービスを展開する企業をM&Aにより獲得し、当社のノウハウを活かし更なる業績拡大を図ります。

- ・Web3と親和性の高い企業

ゲーム開発会社や、独自のIPを所有する会社をM&Aにより獲得し、当社とのシナジーにより、高い収益性を目指します。

- ・システム開発企業

引き続きマーケットは需要が旺盛であり、C A I C Aテクノロジーズは需要過多な状況です。M&Aにより獲得した企業のリソースを活用するとともに新規顧客の開拓に努め、事業拡大を図ります。

今後、これらの具体的な施策を推進していく上での課題は、専門分野に特化した人材及びハイスペックな人材の確保であると認識しております。

これにあたり、コンサルティングの専門人材やハイスペックなエンジニア等の確保が必要であることから、ヘッドハンティング会社や、専門分野に特化した紹介会社の利用による採用活動に加え、現状の社員紹介制度を充実させることで人材の獲得を強化してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項目	期別	第34期 (2022年10月期)	第35期 (2023年10月期)	第36期 (2024年10月期)	第37期 (2025年10月期)
売上高		6,442,575	5,679,575	5,606,650	5,195,531
経常利益又は経常損失(△)		△1,395,313	△2,963,477	138,774	76,088
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△6,244,896	△4,280,009	30,640	166,794
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		△54円69銭	△34円74銭	0円22銭	1円22銭
総資産		59,032,797	2,569,004	2,425,099	4,287,477
純資産		5,152,790	1,795,786	1,659,307	3,611,303
1株当たり純資産額		42円81銭	13円09銭	12円16銭	23円87銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出してあります。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出してあります。
2. 第35期における総資産の大幅な減少については、株式会社カイカエクスチェンジホールディングス及びその子会社を連結の範囲から除外したことによるものであります。
3. 第36期より、活発な市場が存在しない暗号資産の評価損について、売上高に表示する方法から売上原価に表示する方法に変更したため、第35期に係る売上高については、当該表示方法の変更を遡って適用した組替え後の数値となっております。
4. 第35期及び第36期の数値については、2025年6月9日付で有価証券報告書の訂正報告書を提出しており、過年度遡及修正における訂正後の数値を記載しております。
5. 第37期より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第37期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## (10) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社6社で構成されており、主要な事業内容としては「ITサービス事業」と「金融サービス事業」と「IoT関連事業」を展開しております。  
各事業の内容は以下のとおりあります。

事業の種類	内 容
IT サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発</li> <li>・システムに関するコンサルティング</li> <li>・システムのメンテナンス・サポート</li> <li>・暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング</li> <li>・企業サポートプラットフォームの運営及びその運営に係るシステム開発、ソフトウェアの販売及びサイトの企画、制作、管理</li> </ul>
金融サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号資産の投融資、運用</li> <li>・NFT販売所の運営</li> <li>・親会社及び関係会社のための管理、サポート業務等</li> </ul>
IoT 関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売</li> <li>・上記にかかるシステムソリューション提供及び保守サービス</li> </ul>
その他の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号資産関連コンテンツの提供を行うメディア事業</li> </ul>
全 社 (共 通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ各社の管理運営業務等</li> </ul>

(注1) 子会社であった株式会社カイカファイナンスを、2025年2月27日付で解散し、2025年5月23日付で清算終了しました。

(注2) その他の事業においては、2025年2月で終了しました。

## (11) 主要な拠点等 (2025年10月31日現在)

当 社：本社（東京都港区）

子会社：各本社（東京都3社、岩手県1社、英國領ヴァージン諸島1社、英國領ケイマン諸島1社）

## (12) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減
IT サービス事業	320名	△7名
金融サービス事業	3名	△2名
IoT 関連事業	16名	16名
全 社 (共 通)	17名	0名
合 計	356名	7名

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。

## (13) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年10月31日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
株式会社カイカファイナンシャルホールディングス	100%	金融サービス事業を統括する中間持株会社、NFT販売所運営等
SJ Asia Pacific Limited	100% <sup>注</sup>	中間持株会社
株式会社C A I C A テクノロジーズ	100%	システム開発事業等
株式会社EWJ	100%	親会社及び関係会社のための管理、サポート業務等
EWARRANT FUND LTD.	100%	中間持株会社SJ Asia Pacific Limitedの株式の一部保有
株式会社ネクス	99%	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売 上記にかかるシステムソリューション提供及び保守サービス

当社の連結子会社は上記重要な子会社の6社であります。

なお、カバードワラントの発行業務を行っていたEWARRANT FUND LTD.は事業を廃止しております。

また、清算が結了した株式会社カイカファイナンスは連結から除外されております。

（注）間接所有割合を含む比率であります。

### ③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### ④ 関連会社の状況

該当事項はありません。

## (14) 主要な借入先（2025年10月31日現在）

該当事項はありません。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 151,406,794株（自己株式154,495株を含む）
- (3) 株主数 56,575名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社フイースコ	20,329,060	13.44
株式会社ネクスグループ	15,589,824	10.31
株式会社実業之日本デジタル	6,681,932	4.42
日本証券金融株式会社	1,941,700	1.28
楽天証券株式会社共有口	1,391,500	0.92
株式会社SBI証券	853,400	0.56
小柳直太郎	780,000	0.52
田辺徹雄	465,000	0.31
鈴木繁	450,000	0.30
村松茂樹	414,000	0.27

(注) 1. 持株比率は、自己株式（154,495株）を控除して算出しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月16日を効力発生日として株式会社ネクスを完全子会社とする株式交換を行い、普通株式14,846,000株を発行いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（2025年10月31日現在）

### （1）取締役及び監査役の状況

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 伸	スクラム事業本部、Web3事業本部、内部監査室、広報 担当、Web3事業本部本部長、株式会社CAICAテクノロジーズ代表取締役社長、SJ Asia Pacific Limited Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社カイカファナンシャルホールディングス代表取締役社長、株式会社EWJ代表取締役社長、株式会社ネクス取締役
代表取締役副社長	山口 健治	管理本部 担当、管理本部長、株式会社CAICAテクノロジーズ取締役、SJ Asia Pacific Limited Director、株式会社カイカファナンシャルホールディングス取締役、株式会社EWJ取締役、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社ネクス取締役
取締役	深見 修	株式会社CAICAテクノロジーズ取締役、株式会社カイカファナンシャルホールディングス取締役、株式会社EWJ取締役、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役、株式会社グロリアツアーズ取締役、株式会社ネクスグループ取締役、株式会社ネクス取締役、株式会社ネクスファームホールディングス取締役、株式会社実業之日本デジタル取締役、ITAL-J JAPAN株式会社取締役、株式会社フィスコ取締役、株式会社ヤシマ代表取締役、株式会社ネクスプレミアムグループ取締役
取締役	川崎 光雄	株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人美ら海ハシイ産婦人科理事、医療法人社団ハシイ産婦人科監事、医療法人社団林産婦人科理事、株式会社ソフィレ代表取締役
取締役	池田 祐作	いけど税理士事務所代表、合同会社IKEEDA代表社員
常勤監査役	古賀 勝	株式会社CAICAテクノロジーズ監査役、株式会社カイカファナンシャルホールディングス監査役、株式会社EWJ監査役、株式会社ヴァルキリーキャピタル取締役、株式会社ネクス監査役
監査役	杉本 真一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役、医療法人社団直芳甲会監事
監査役	細木 正彦	ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、あすか信用組合監事

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、池田祐作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、池田祐作氏は東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本真一氏、細木正彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本真一氏、細木正彦氏は東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、池田祐作氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

## (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の地位にある者も含みます。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針につき、その過半数を独立社外取締役で構成される任意の報酬委員会（以下、「報酬委員会」という）の審議を経て、取締役会において決定することとしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査役については、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### b. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストックオプションを付与するものとします。非金銭報酬等については、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準を考慮しながら総合的に勘案してその支給の有無、額及び数を決定の上、支給するものとします。

C.金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
基本報酬としての毎月の固定報酬の支給を原則としつつ、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準、社会情勢等の考慮要素を踏まえ、非金銭報酬等の割合を決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2005年2月15日開催の株主総会において年額600百万円以内（決議当時7名。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。また、当社監査役の金銭報酬の額は、2005年2月15日開催の株主総会において年額200百万円以内（決議当時3名）と決議されております。

当社取締役の非金銭報酬等の内容は、取締役に対して割り当てるストックオプションであり、2025年1月30日開催の定期株主総会において上記金銭報酬の額とは別枠にて年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）以内（決議当時8名（うち社外取締役は3名））と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の基本報酬、非金銭報酬等の具体的決定にあたっては、取締役会が報酬委員会の答申を踏まえて代表取締役社長鈴木伸（当社スクラム事業本部 Web3事業本部 内部監査室、広報担当 Web3事業本部本部長）に授権し、代表取締役社長鈴木伸があらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会の同意を得た上で決定しております。取締役会が代表取締役社長鈴木伸にこれらの決定を授権した理由は、当社及び当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長鈴木伸が最も適しているからであります。これらの決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、上記手続きを経て決定されていることから、取締役会はその決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	20 (3)	20 (3)	—	—	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (3)	10 (3)	—	—	3 (2)
合計	30 (7)	30 (7)	—	—	7 (4)

(注) 期末現在の人員数は取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。  
上記の取締役の対象となる役員の員数には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	川崎光雄	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見をいたしております、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役	池田祐作	当事業年度に開催された取締役会には23回中21回に出席し、税理士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見をいたしております、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
監査役	杉本眞一	当事業年度に開催された取締役会には23回中22回に出席、また、監査役会には15回中14回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見をいたしております、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	細木正彦	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回に出席、また、監査役会には15回中13回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見をいたしております、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

### □. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

### ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

### ④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

### ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	31
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行つております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額には当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬3百万円を含んでおります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるUHY東京監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

---

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定時はもとより必要に応じ隨時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「C A I C A D I G I T A L 行動規範」を制定し指針としております。また、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルplineを設置しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報（決裁資料、稟議書及び議事録等）を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いた定期的なリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しております。また、年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

## ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。

## ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、重要な子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しております。

また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役会に諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。

## ⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

## ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。

## ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルplineを設置・運営しており、ヘルpline受付者は監査役へ報告する体制をとっております。

⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関する当社規程により当該報告をした者が、不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

⑬ 業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度は取締役会による定時取締役会を12回、臨時取締役会（書面決議を含む。）を19回（うち決算取締役会4回）開催しました。また、コンプライアンス委員会においては、定例委員会を3回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓発活動として、社内掲示板へコンプライアンスに関する情報を12回掲載しております。また、役員及び社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルplineを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

第37期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、適用されていることを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けております。事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、事業戦略、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましても、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引き続き、当期の期末配当を無配とすることいたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表 (2025年10月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
千円		千円	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	639,565	買掛金	254,533
売掛金	904,675	未払金	118,563
商品及び製品	52	預り金	15,496
仕掛品	640,674	未払法人税等	22,341
未収入金	30,813	未払消費税等	22,513
短期貸付金	615,008	賞与引当金	128,702
預け金	3,334	製品保証引当金	6,000
その他の	141,307	事業撤退損失引当金	1,632
固定資産	1,312,044	その他の	70,508
有形固定資産	69,211	固定負債	35,881
建物及び構築物	13,692	繰延税金負債	7,742
機械装置及び運搬具	388	その他の	28,139
工具、器具及び備品	35,100	負債合計	676,173
土地	20,030	純資産の部	
無形固定資産	1,360	株主資本	3,429,187
ソフトウエア	1,360	資本金	50,000
その他の	0	資本剰余金	1,455,868
投資その他の資産	1,241,472	利益剰余金	2,030,582
投資有価証券	1,146,066	自己株式	△107,264
出資金	57,972	その他の包括利益累計額	181,106
長期貸付金	192,000	その他有価証券評価差額金	80,609
その他の	52,341	為替換算調整勘定	100,497
貸倒引当金	△206,908	非支配株主持分	1,009
資産合計	4,287,477	純資産合計	3,611,303
		負債及び純資産合計	4,287,477

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

科 目						金 額	
						千円	千円
売 上	上 原	高 価					5,195,531
売 上	上 原	高 価					4,307,473
売 上	上 原	高 価	総 利 益				888,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							817,108
營 業 利 益							70,949
營 業 外 収 益							
受 取 利 息 及 び 割 引	利 息 及 び 割 引	入 金	引 戻 金	引 入 料 額		10,763	
貸 倒 引 当 金 の そ の そ の						4,200	
						1,743	16,706
營 業 外 費 用							
支 払 利 息 損 金 の そ の そ の	支 払 利 息 損 金 の そ の そ の	組 合 の そ の そ の	運 用 の そ の そ の	利 息 損 金 の そ の そ の		1,116	
投 資 事 業 の そ の そ の						2,187	
支 払 和 解 の そ の そ の						8,255	
						8	11,567
經 常 利 益							76,088
特 別 利 益							
投 資 有 価 証 券 の そ の そ の	有 価 証 券 の そ の そ の	売 却 の そ の そ の	却 益 の そ の そ の	益 の そ の そ の		815,040	
						16	815,057
特 別 損 失							
投 資 有 価 証 券 の そ の そ の	有 価 証 券 の そ の そ の	評 価 の そ の そ の	損 失 の そ の そ の	損 失 の そ の そ の		6,060	
減 損 の そ の そ の						705,148	711,208
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益							179,937
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税							12,046
法 人 税 等 調 整 額							1,095
当 期 純 利 益							166,794
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							166,794

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	-	1,863,788	△106,019	1,807,768
当期変動額					
新株の発行		1,454,908			1,454,908
親会社株主に帰属する当期純利益			166,794		166,794
自己株式の取得				△1,244	△1,244
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		960			960
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	1,455,868	166,794	△1,244	1,621,418
当期末残高	50,000	1,455,868	2,030,582	△107,264	3,429,187

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額	為 替 整 算	換 勘 定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△248,957		100,496	△148,461	千円	千円 1,659,307
当期変動額						
新株の発行						1,454,908
親会社株主に帰属する当期純利益						166,794
自己株式の取得						△1,244
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						960
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	329,566	1		329,568	1,009	330,577
当期変動額合計	329,566	1		329,568	1,009	1,951,996
当期末残高	80,609	100,497		181,106	1,009	3,611,303

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社 C A I C A D I G I T A L  
取締役会御中

U H Y 東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 安河内 明  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 C A I C A D I G I T A L の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C A I C A D I G I T A L 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表 (2025年10月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	347,275	流動負債	295,900
現金及び預金	122,351	短期借入金	210,000
売掛金	1,991	未払金	62,130
前払費用	13,186	未法人税等	1,210
未収入金	202,852	未消費税等	2,941
その他の	6,894	未払費用	2,777
固定資産	2,946,190	預り金	11,236
有形固定資産	34,179	賞与引当金	5,605
建物附属設備	0	固定負債	30,011
工具、器具及び備品	33,679	繰延税金負債	534
土地	500	その他の	29,476
無形固定資産	70	負債合計	325,912
ソフトウェア	70	純資産の部	
その他の	0	株主資本	2,915,651
投資その他の資産	2,911,941	資本金	50,000
投資有価証券	553,014	資本剰余金	3,160,039
関係会社株式	1,297,722	資本準備金	1,454,908
出資金	9,472	その他資本剰余金	1,705,131
長期貸付金	956,000	利益剰余金	△187,124
敷金保証金	30,479	その他利益剰余金	△187,124
長期未収入金	403,251	繰越利益剰余金	△187,124
その他の	374	自己株式	△107,264
貸倒引当金	△338,373	評価・換算差額等	51,902
資産合計	3,293,466	その他有価証券評価差額金	51,902
		純資産合計	2,967,553
		負債及び純資産合計	3,293,466

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

# 損益計算書 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		460,269
売 上 原 価		4,708
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>455,561</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		419,544
<b>営 業 利 益</b>		<b>36,016</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	2,299	
有 価 証 券 利 息	151	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,200	
債 権 譲 渡 益	1,000	
そ の 他	0	7,651
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	3,813	3,813
<b>経 常 利 益</b>		<b>39,853</b>
<b>特 別 利 益</b>		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	685,867	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	31	685,898
<b>特 別 損 失</b>		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,060	
関 係 会 社 株 式 券 評 価 損	712,668	718,729
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>7,022</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△44,742
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>51,765</b>

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金			利益剩余金	
		資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金 合計	その他利益 剩 余 金	利益剩余金 合計
当期首残高	千円 50,000	千円 -	千円 1,705,131	千円 1,705,131	千円 △238,889	千円 △238,889
当期変動額						
新株の発行		1,454,908		1,454,908		
当期純利益					51,765	51,765
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	千円 -	1,454,908	千円 -	1,454,908	51,765	51,765
当期末残高	千円 50,000	千円 1,454,908	千円 1,705,131	千円 3,160,039	千円 △187,124	千円 △187,124

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	千円 △106,019	千円 1,410,222	千円 △116,431	千円 △116,431	千円 1,293,791
当期変動額					
新株の発行		1,454,908			1,454,908
当期純利益		51,765			51,765
自己株式の取得	千円 △1,244	千円 △1,244			千円 △1,244
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			千円 168,334	千円 168,334	千円 168,334
当期変動額合計	千円 △1,244	千円 1,505,428	千円 168,334	千円 168,334	千円 1,673,762
当期末残高	千円 △107,264	千円 2,915,651	千円 51,902	千円 51,902	千円 2,967,553

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社 C A I C A D I G I T A L  
取締役会御中

U H Y 東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 安河内 明  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 C A I C A D I G I T A L の2024年11月1日から2025年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY 東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY 東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月19日

株式会社 C A I C A D I G I T A L 監査役会  
常勤監査役 古賀 勝 ㊞  
社外監査役 杉本 真一 ㊞  
社外監査役 細木 正彦 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	すず 鈴木 伸 (1968年3月5日生)	<p>1991年 3月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社） 入社</p> <p>2005年 4月 株式会社アイピート（現 当社） 執行役員 第一ソリューション開発本部長</p> <p>2008年 4月 株式会社S J I アルピース（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長</p> <p>2009年 4月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長</p> <p>2009年 12月 聖通恒星（南京）信息系统有限公司 取締役</p> <p>2010年 4月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第三ソリューション事業部 副事業部長</p> <p>2013年 1月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス） 取締役 介護情報システム部長</p> <p>2013年 7月 当社 国内事業統括本部 サービス事業本部長</p> <p>2014年 4月 当社 事業統括本部 第一事業本部 本部長</p> <p>2016年 4月 当社 第一事業本部 本部長</p> <p>2018年 1月 当社 代表取締役社長 第二事業本部担当 第二事業本部担当 第三事業本部担当 BP推進室担当 フィンテック戦略室担当</p> <p>2018年 1月 株式会社東京テック（現 株式会社ネクスソフト） 取締役</p> <p>2018年 1月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 取締役</p> <p>2018年 12月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 代表取締役社長</p> <p>2018年 12月 株式会社東京テック（現 株式会社ネクスソフト） 代表取締役社長</p> <p>2019年 1月 当社 代表取締役社長 事業推進本部担当 営業部担当 第一ソリューション事業部担当 第二ソリューション事業部担当 クリエイターレンジャー＆テクノロジー事業部担当 インフラソリューション事業部担当 BP推進室担当 フィンテック戦略室担当 内部監査室担当 広報担当 事業推進本部長 フィンテック戦略室長委嘱</p> <p>2019年 2月 SJ Asia Pacific Limited Director（現任）</p> <p>2019年 7月 アイスタイル株式会社（現 株式会社クシム） 取締役</p> <p>2019年 8月 株式会社フィスク仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif） 取締役</p> <p>2019年 10月 株式会社カイカ分割準備会社（現 株式会社C A I C Aテクノロジーズ） 代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年 10月 株式会社エイム・ソフト（現 株式会社ネクスソフト） 取締役</p> <p>2020年 3月 株式会社クシムインサイト 代表取締役副社長</p> <p>2020年 11月 C A I C Aテクノロジーズ事業本部担当 内部監査室担当 広報担当 C A I C Aテクノロジーズ事業本部本部長委嘱</p> <p>2020年 11月 株式会社C A I C Aデジタルパートナーズ 代表取締役社長</p> <p>2021年 1月 eワラント証券株式会社（現 株式会社E W J） 取締役</p> <p>2021年 2月 株式会社ネクス 取締役</p> <p>2021年 3月 株式会社Zaif Holdings（現 株式会社ネクスデジタルグループ） 取締役</p> <p>2021年 11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 取締役</p> <p>2021年 12月 株式会社カイカフィナンанс 取締役</p> <p>2021年 12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ネクスデジタルグループ） 代表取締役副社長</p> <p>2021年 12月 株式会社カイカエクスチェンジ（現 株式会社Zaif） 代表取締役副社長</p> <p>2021年 12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス 代表取締役社長（現任）</p> <p>2022年 4月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ネクスデジタルグループ） 代表取締役社長</p> <p>2022年 4月 株式会社カイカエクスチェンジ（現 株式会社Zaif） 代表取締役社長</p> <p>2022年 11月 当社 代表取締役社長 スクラム事業本部 Web3事業本部 内部監査室 広報担当 Web3事業本部本部長 委嘱（現任）</p> <p>2023年 1月 E W A R R A N T I N T E R N A T I O N A L L T D . Director</p> <p>2023年 1月 E W A R R A N T F U N D L T D . Director（現任）</p> <p>2023年 1月 カイカ証券株式会社（現 株式会社E W J） 代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年 11月 株式会社Zaif 代表取締役会長</p> <p>2025年 10月 株式会社ネクス 取締役（現任）</p>	20,890株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	山口 健治 (1970年11月19日生)	<p>2003年 2月 株式会社シーウエッジ (現 株式会社シーウエッジ・ジャパン・ホールディングス) 入社</p> <p>2003年 9月 同社 取締役</p> <p>2010年 2月 株式会社シーウエッジ・パートナーズ (現 株式会社ヴァンテージ・パートナーズ) 取締役</p> <p>2011年 7月 S E Q U E D G E I N V E S T M E N T I N T E R N A T I O N A L L I M I T E D D I R E C T O R</p> <p>2014年 3月 株式会社シーウエッジ・インベストメント (現 株式会社シーウエッジ・ジャパン・ホールディングス) 代表取締役</p> <p>2015年 6月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱</p> <p>2015年 9月 SJ Asia Pacific Limited Director (現任)</p> <p>2015年11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱</p> <p>2016年 1月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>2017年 2月 株式会社東京テック (現 株式会社ネクスソフト) 取締役</p> <p>2017年 3月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>2017年 8月 株式会社ネクス・ソリューションズ (現 株式会社実業之日本総合研究所) 取締役</p> <p>2017年 8月 株式会社ネクス 取締役</p> <p>2017年11月 株式会社C C C T (現 株式会社フシムインサイト) 取締役</p> <p>2018年 1月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱</p> <p>2018年 2月 e ワラント証券株式会社 (現 株式会社E W J) 取締役 (現任)</p> <p>2018年 2月 E W A R R A N T I N T E R N A T I O N A L L T D. Director</p> <p>2018年 2月 E W A R R A N T F U N D L T D. Director (現任)</p> <p>2019年 1月 当社 代表取締役副社長 財務経理本部担当 総務人事本部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱</p> <p>2019年 3月 アイスタディ株式会社 (現 株式会社クシム) 取締役 (監査等委員)</p> <p>2019年 8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 (現 株式会社Zaif) 取締役</p> <p>2019年10月 株式会社カイカ分割準備会社 (現 株式会社C A I C A テクノロジーズ) 取締役</p> <p>2020年11月 株式会社C A I C A デジタルパートナーズ 取締役</p> <p>2020年11月 株式会社C A I C A テクノロジーズ 取締役 財務経理本部長、総務人事本部長、財務経理部長 委嘱 財務経理本部、総務人事本部 担当</p> <p>2021年 3月 株式会社Zaif Holdings (現 株式会社ネクスデジタルグループ) 取締役</p> <p>2021年11月 株式会社カイカファイナンシャルホールディングス 取締役 (現任)</p> <p>2021年12月 株式会社カイカファイナンス 取締役</p> <p>2024年 9月 当社 代表取締役副社長 管理本部担当 管理本部長委嘱 (現任)</p> <p>2024年 9月 株式会社C A I C A テクノロジーズ 取締役 管理本部担当 管理本部長委嘱 (現任)</p> <p>2025年10月 株式会社ネクス 取締役 (現任)</p>	59,280株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	深見 修 (1972年3月17日生)	<p>2011年 3月 株式会社フィスコ 経営戦略本部長</p> <p>2011年10月 株式会社ヤシマ 代表取締役（現任）</p> <p>2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社 取締役（現任）</p> <p>2012年10月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役（現任）</p> <p>2013年 3月 株式会社フィスコ 取締役 経営戦略本部長（現任）</p> <p>2015年 4月 株式会社ネクス 取締役（現任）</p> <p>2016年 8月 株式会社チチカカ（現 株式会社High Voltage Capital）取締役</p> <p>2016年10月 株式会社グロリアツアーズ 取締役（現任）</p> <p>2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ 取締役（現任）</p> <p>2018年11月 株式会社ネクスファームホールディングス 取締役（現任）</p> <p>2019年 8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif）取締役</p> <p>2021年 1月 株式会社C A I C A テクノロジーズ 取締役（現任）</p> <p>2021年 1月 株式会社C A I C A デジタルパートナーズ 取締役</p> <p>2021年11月 株式会社カイカファイナンシャルホールディングス 取締役（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ネクスデジタルグループ）取締役</p> <p>2022年 1月 カイカ証券株式会社（現 株式会社EWJ）取締役（現任）</p> <p>2022年 4月 株式会社実業之日本デジタル 取締役（現任）</p> <p>2023年10月 ITAL-J JAPAN株式会社 取締役（現任）</p> <p>2024年 1月 当社 取締役（現任）</p>	0株
4	川崎 光雄 (1972年5月28日生)	<p>1996年 4月 株式会社アットホーム 入社</p> <p>2003年 8月 株式会社船井総合研究所 入社</p> <p>2011年 1月 株式会社カテナシア設立 代表取締役（現任）</p> <p>2011年 8月 株式会社メディア・コンテンツ 取締役</p> <p>2012年 9月 一般財団法人アジア医療支援機構 監事（現任）</p> <p>2012年12月 医療法人マザーキー 理事</p> <p>2013年12月 社会福祉法人善光会 理事</p> <p>2015年 6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2017年 5月 医療法人柏陽会 理事</p> <p>2020年 4月 医療法人美ら海ハシイ産婦人科 理事（現任）</p> <p>2022年 7月 医療法人社団ハシイ産婦人科 監事（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社ソフィレ 代表取締役（現任）</p> <p>2024年 4月 医療法人社団林産婦人科 理事（現任）</p>	30,190株
5	いけ だ ゆう さく (1982年3月15日生)	<p>2004年 4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社</p> <p>2007年10月 高橋公認会計士事務所 入所</p> <p>2010年 2月 税理士登録</p> <p>2012年10月 いけだ税理士事務所開設 代表（現任）</p> <p>2016年 1月 合同会社I K E D A 代表社員（現任）</p> <p>2021年 1月 当社 取締役（現任）</p>	2,200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年10月31日現在の状況を記載しており、C A I C A 役員持株会における持分は含まれておりません。
3. 川崎光雄氏、池田祐作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、池田祐作氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 池田祐作氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有し、培った経験と専門知識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年7ヶ月となります。  
池田祐作氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
7. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、池田祐作氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、池田祐作氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の地位にある者も含みます。よって、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

<ご参考>各候補者スキルマトリックス一覧表

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業 経営	財務 会計	事業 戦略	金融 知識	IT DX	マーケ ティング	法務・ コンپ ライア ンス
鈴木 伸	代表取締役社長	○		○		○		
山口 健治	代表取締役副社長	○	○		○			○
深見 修	取締役	○		○				
川崎 光雄	社外取締役	○					○	
池田 祐作	社外取締役	○	○					

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## 第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であり、第1号議案が承認可決された場合、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は20百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当たられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

14,000個を上限とし、このうち、当社取締役に対して割り当てる新株予約権として14,000個（うち社外取締役は1,400個）を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,400,000株を株式数の上限とし、このうち、1,400,000株（うち社外取締役は140,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割

(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額  
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

- (5) 新株予約権の行使期間  
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。
- (7) 新株予約権の取得条項
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部

- を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- （8）新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- （9）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- （10）端数がある場合の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- （11）その他  
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

## 第3号議案 株式交付計画承認の件

会社法第816条の3に基づき、当社を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所（本議案において、以下「善光総研」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施するために下記の株式交付計画（本議案において、以下「本株式交付計画」又は「本計画」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 本株式交付を行う理由

当社グループは、金融業界向けを主とした銀行の決済システムや勘定システム開発、損保の顧客情報管理システム開発、暗号資産交換所に関するシステム開発などを行う「ITサービス事業」のほか、Web3ビジネスの拡大などに取り組む「金融サービス事業」を展開しております。高い信頼性や処理能力などが求められる金融業界向けのシステム開発や暗号資産交換所の運営経験などを通じて蓄積してきた技術やノウハウなどに強みがあり、ブロックチェーン技術を活用した分野を戦略的注力分野に位置付けております。現在、自社発行の暗号資産であるカイカコインのサービス拡充や保有者拡大、流通促進を目指す暗号資産関連ビジネスや、Web3を活用した事業拡大を進めております。具体的にはNFT販売所「Zaif INO」の運営や「Zaif INO」でのカイカコイン利用の実績に加え、様々な分野で将来性が期待されているNFTにおいては、漫画ファンのユーザーがNFT(デジタル応援証明書)を購入することで漫画家の出版活動を支えるNFT漫画プロジェクトを実施しています。また、これらの事業領域に加え、当社は、2025年10月16日付で株式会社ネクス（以下「ネクス」といいます。）を子会社化いたしました。ネクスの子会社化によって、当社グループは、ネクスが有するIoT機器、通信インフラ、エッジコンピューティングに関する高度な技術を当社グループが保有するブロックチェーン、AI、セキュリティ等の先端技術と合わせ、第4次産業革命の重要な技術をフルラインナップで備えることとなりました。これにより、当社グループにおいては、分散型技術とリアルデバイスを融合した新たなサービスの創出が可能となり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を加速する包括的なソリューションの提供を推進しております。

善光総研は、日本最大級の複合福祉施設を運営する社会福祉法人善光会が設立した研究所における介護DX関連事業の移管を受けて設立され、「オペレーション改革とデジタル化で介護・福祉業界の変革に挑む」をミッションとして掲げて、社会福祉法人善光会の現場ノウハウを基盤に、スマート介護プラットフォーム「SCOP」の提供、デジタル中核人材の育成及びコンサルティング事業などを展開しています。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development、略称：AMED）の事業への採択や首相・大臣級の視察も行われるなど、同社の技術・モデルは政策形成にも影響を及ぼすレベルに達しており、行政・現場・研究を結ぶ中核企業であります。また、介護事業者や自治体、ケアテック企業向けにDX支援、経営支援、機器導入・実証支援も行っています。

日本では2040年までに57万人の介護人材不足<sup>\*1</sup>が予測され、介護事業者の経営環境は年々厳しさを増しています。急速に拡大する介護DX市場において、競争優位性を持つ善光総研を当社グループに取り込み、当社グループのデジタル技術やAI開発ノウハウを掛け合わせることで、介護DXの需要を取り込み、以下の施策を通じて当社グループの中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

\*1 出所：厚生労働省（第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について）

#### (1) スマート介護プラットフォームの次世代化

善光総研が開発提供する介護現場の業務効率化及び記録業務のデジタル化を実現する総合介護ソフトウェアである「SCOP」プラットフォームをベースに、当社グループのブロックチェーン、IoT通信技術を組み込み、「介護機器データ+利用者記録+施設運営データ」を統合管理し、トーケンインセンティブやサービス価値可視化モデルを構築。

#### (2) 施設向けIoT／通信ソリューション提供

当社グループが手掛けるIoT、M2M及び5G通信モジュール等を、善光総研が運営する、利用者の行動分析を行うセンサー機器や利用者の移乗を助ける介護ロボット機器などの実証環境「Care Tech Zenkoukai Lab」に導入・実証。見守りセンサー等で取得したデータをセキュアな通信環境によりクラウドに集約し、データ分析可能とするソリューションを介護現場へ展開。

#### (3) 金融サービス+介護サービスパッケージ

高齢化社会において、サービス利用者が安心かつ快適に使える施設が持続的に運営できるような仕組みとして、当社グループのデジタル金融のノウハウを活かした支払い・報酬・人事評価連動のインセンティブ体系などを、善光総研と研究。

#### (4) データ分析・AI活用による価値提供

当社グループのDX・ビッグデータ技術と善光総研の介護現場知見で、介護施設でIoTにより取得されるリアルタイムデータ（介護機器からの計測データ/介護記録データなど）を用い、AIモデルによる業務改善・予測（人材配置、転倒予防、入浴支援最適化など）を共同開発し、善光総研の顧客に販売。

#### (5) 介護向けコンサルティング事業の体制強化

当社グループのIT実装から運用まで一気通貫で対応可能なコンサルタント部隊と、善光総研が持つ介護事業所経営改善・DXコンサルティングのノウハウ（スマート介護士育成カリキュラム等）が連携。

これにより、システム導入にとどまらない組織変革（BPR）支援の体制を強化し、コンサルティングサービスの顧客層を拡大。

## 2. 株式交付計画の内容の概要

株式交付計画の内容の概要は、以下のとおりです。

### 株式交付計画書（写）

2025年12月26日

東京都港区南青山五丁目11番9号  
株式会社CAICA DIGITAL  
代表取締役社長 鈴木 伸印

当社は、当社を株式交付親会社、株式会社善光総合研究所（以下「善光総研」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### （株式交付子会社の商号及び住所）

第1条 株式交付子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社善光総合研究所

住所：東京都港区南青山六丁目6番22号

#### （株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

第2条 当社が本株式交付に際して譲り受ける善光総研の株式の数の下限は、1,443株とする。

#### （株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

第3条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、譲渡人が当社に譲り渡す善光総研の株式の合計数に12,048を乗じて得た数の当社の株式を交付する。

2 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、譲渡人が当社に譲り渡す善光総研の株式1株につき、当社の株式12,048株を割り当てる。

3 前二項の規定に従い、当社が善光総研の株式の譲渡人に対して交付する当社の株式の数に1株に満たない端数があるときは、当社は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理するものとする。

#### （株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

第4条 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

#### （株式交付に際して交付する金銭等）

第5条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社の株式以外の金銭等の交付を行わない。

(株式交付に際して譲り受ける新株予約権等)

第6条 当社は、本株式交付に際して、善光総研の株式と併せて善光総研の新株予約権等の譲受けを行わない。

(譲渡しの申込みの期日)

第7条 善光総研の株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年1月23日とする。ただし、当社は、次条本文に定める効力発生日について、同条ただし書きに従いこれを変更する場合には、当該変更と同時にかかる申込みの期日を変更することができる。

(効力発生日)

第8条 本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年2月6日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会決議によって、これを変更することができる。

(本計画の変更及び株式交付の中止)

第9条 本計画の作成の日から効力発生日までの間に、当社若しくは善光総研の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本株式交付の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社は、本計画の内容を変更し、又は本株式交付を中止することができる。

以上

### 3. 会社法施行規則第213条の2第1号から第5号に掲げる事項の内容の概要

- 1 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

本計画の作成日時点において、善光総研の議決権の総数は2,685個であり、当社が自己の計算において所有している善光総研の議決権の数は0個、当社がその子会社等を通じて所有している善光総研の議決権の数は300個です。したがって、善光総研の議決権の総数に対し、当社が自己の計算において所有している議決権の数（当社がその子会社等を通じて所有している善光総研の議決権の数を含みます。）の割合（以下「議決権所有割合」といいます。）は、本計画の作成日時点において、約11.2%です。

また、当社は、善光総研の2025年10月31日付の登記情報の記載から、善光総研が同日現在において新株予約権200個を発行していることを確認しているところ、仮に本株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）までにこれらの新株予約権がすべて行使されると、善光総研の普通株式が新たに200株発行され、効力発生日における善光総研の議決権の総数は2,885個となります。

本計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受ける善光総研の株式の数の下限を1,443株と定めていますが、当社が本株式交付に際して、当社の子会社等が所有している善光総研の株式を含めて善光総研の株式1,443株を譲り受けた場合、仮に効力発生日までに上記新株予約権がすべて行使されたとしても、効力発生日において、当社が自己の計算において所有している善光総研の議決権の数は1,443個、当社の議決権所有割合は50.02%となります。

以上より、当社が譲り受ける善光総研の株式の数の下限についての本計画の定めは、善光総研が効力発生日において当社の子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。）となる数を内容としているものと判断いたしました。

### 2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

#### （1）株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性

##### （ア）株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての内容

当社は、善光総研の普通株式1株に対して、当社の普通株式12,048株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付により善光総研の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。なお、当社が譲り受ける善光総研の普通株式の数の下限は、1,443株とします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は17,385,264株、また、当社が善光総研の普通株式全数（効力発生日までに上記新株予約権がすべて行使され、これらの新株予約権の保有者に対して発行された善光総研の普通株式も含むものとします。）を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は34,758,480株となり、2025年10月31日時点における当社の発行済株式総数151,406,794株に対する割合はそれぞれ11.5%及び23.0%となります。

注1：当社が本株式交付に際して善光総研の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式であり、本日時点においては17,385,264株を予定していますが、善光総研の株主が譲り渡す株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数は変動することがあります。

注2：本株式交付により、当社は善光総研の発行済株式数2,685株（議決権数2,685個）及び新株予約権200個の行使により

発行される可能性がある善光総研の普通株式200株のうち、普通株式1,443株（議決権数1,443個）を譲り受け、善光総研を子会社とすることを予定しておりますが、当社が実際に譲り受ける株式数は変動することがあります。

	当社 (株式交付親会社)	善光総研 (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	12,048
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式：17,385,264株（予定）	

(注) 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける善光総研の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる善光総研の株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(イ) 割当の内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である株式会社SPaRK（担当公認会計士：岩本一良。以下、「SPaRK」といいます。）に当社及び善光総研の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。なお、SPaRKは、当社及び善光総研の関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

当社は、株式交付比率については、上記のSPaRKが算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、SPaRKによる善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況・資産の状況・財務予測等の将来の見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、当社は、上記（ア）「株式交付に際して交付する株式の数及びその割当の内容」に記載のとおりとすることが妥当なものであり、両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(ウ) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及び善光総研との関係

SPaRKは、当社及び善光総研から独立した第三者算定機関であり、当社及び善光総研の関連当事者に該当せず、本株式交付に関して重要な利害関係を有しておりません。

## ②算定の概要

SPARKは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2025年12月22日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純終値平均値）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	92～105

また、SPARKは、善光総研の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、評価基準日時点での純資産額は将来のキャッシュ・フローを考慮した株式価値を示していないと判断されること、類似上場企業がないことから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果（円）
DCF法	934,324～1,108,771

DCF法による算定については、善光総研が作成した事業計画の予測期間である2026年5月期～2035年5月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。

善光総研の2026年5月期～2035年5月期の財務予測は以下のとおりです。2027年5月期は、営業利益が前年比283.2%増加、2028年5月期は、営業利益が前年比51.9%増加を見込んでおります。その主な増加要因は、コンサルタント人員の増加によるコンサルティング事業の売上の増加を見込んでいることによるものです。

(単位：千円)

	2026年5月期	2027年5月期	2028年5月期	2029年5月期
営業利益	32,510	124,591	189,262	226,188
増減率	－	283.2%	51.9%	19.5%

(単位：千円)

	2030年5月期	2031年5月期	2032年5月期	2033年5月期
営業利益	284,807	345,288	407,816	472,598
増減率	25.9%	21.2%	18.1%	15.9%

(単位：千円)

	2034年5月期	2035年5月期
営業利益	499,858	529,843
増減率	5.8%	6.0%

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
8,898 ~ 12,052

SPaRKは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点での可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。SPaRKの本株式交付比率の分析は、2025年11月7日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

当社はSPaRKによる善光総研の株式価値の算定結果を参考に、善光総研の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率を上記（ア）「株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての内容」のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

#### (2) 株式交付親会社の資本金及び準備金の額の相当性

本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。

これは、本株式交付後の当社において機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、資本金及び準備金の額を法令の範囲内で当社が決定するとしたものであり、相当であると判断しております。

#### (3) 株式交付に際して交付する金銭等の相当性

該当事項はありません。

3 株式交付に際して交付する新株予約権等の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）  
該当事項はありません。

4 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

善光総研の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙1（計算書類）、別紙2（事業報告）及び別紙3（監査報告）に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5 株式交付親会社についての事項（会社法施行規則第213条の2第5号）

当社は、2025年12月23日付取締役会により、本株式交付を実施することを決議し、変更前の株式交付計画を決定いたしました。そして、当社は、2025年12月26日付の取締役会決議により、2025年12月23日付取締役会決議により決定された株式交付計画における「株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限の数」を1,343株から1,443株へ変更しました。上記変更後の株式交付計画が本株式交付計画です。本株式交付計画の内容は、上記「2. 株式交付計画の内容」のとおりであります。

## 【別紙 1】

## 決算報告書

第4期  
自 2024年6月1日  
至 2025年5月31日

株式会社善光総合研究所

## 1. 貸 借 対 照 表

2025年5月31日 現在  
(単位: 円)

## 資産の部

科目	金額	小計・合計
【流動資産】		469,297,263
現金及び預金	452,426,319	
売掛金	13,052,622	
前払費用	3,818,322	
【固定資産】		305,774,296
(無形固定資産)		
ソフトウェア	304,774,296	
(投資その他の資産)		
投資有価証券	1,000,000	
【繰延資産】		143,519
創立費	143,519	
資産の部合計		775,215,078

## 負債の部

科目	金額	小計・合計
【流動負債】		240,250,136
買掛金	5,015,594	
未払金	20,926,191	
未払費用	2,425,421	
未払法人税等	68,035,600	
未払消費税等	19,548,700	
前受金	123,974,400	
預り金	324,230	
負債の部合計		240,250,136

## 純資産の部

科目	金額	小計・合計
【株主資本】		534,964,882
資本金		172,250,000
資本剰余金		171,250,000
(内訳: 資本準備金)	(171,250,000)	
利益剰余金		191,464,882
(内訳: その他利益剰余金/繰越利益剰余金)	(191,464,882)	
【新株予約権】		60
新株予約権	60	
純資産の部合計		534,964,942
負債及び純資産の部合計		775,215,078

## 損益計算書

自 2024年06月01日 至 2025年05月31日

(単位: 円)

科目	金額	小計・合計
売上高		504,405,196
売上原価		132,874,701
当期商品仕入高	1,795,537	
通信費(原価)	9,623,582	
外注費(原価)	111,148,894	
消耗品費(原価)	2,491,415	
リース料(原価)	7,815,273	
売上総利益		371,530,495
販売費及び一般管理費		173,886,184
営業利益		197,644,311
営業外収益		39,130,998
受取利息	122,957	
雑収入	39,008,041	
営業外費用		53,820
創立費償却	53,820	
経常利益		236,721,489
税引前当期純利益		236,721,489
法人税等	73,352,229	
当期純利益		163,369,260

## 株主資本等変動計算書

自 2024年06月01日至 2025年05月31日  
(単位: 円)

区分	当期首残高	当期変動額	当期末残高
株主資本	371,595,622	163,369,260	534,964,882
資本金	172,250,000	-	172,250,000
資本剰余金	171,250,000	-	171,250,000
利益剰余金	28,095,622	163,369,260	191,464,882
新株予約権	60	-	60
純資産合計	371,595,682	163,369,260	534,964,942

## 個別注記表(抜粋)

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
2. 固定資産の減価償却の方法
3. 引当金の計上基準
4. 収益及び費用の計上基準
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(その他、会計方針の変更、収益認識、税効果会計、金融商品、関連当事者取引等に関する注記あり)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

自：2024年6月1日  
至：2025年5月31日

## 1. 会社の状況

### (1) 当事業年度の事業の概況

#### ① 事業の経過および成果（2024年6月～2025年5月）

当事業年度（2024年6月～2025年5月）においては、依然として円安の継続、エネルギー・人件費等のコスト上昇、地政学的リスクなど、企業活動を取り巻く経済環境には依然として不確実性が存在しました。とりわけ、介護業界においては高齢化の加速とサービス需要の増加に伴い、業務の効率化および人材確保が喫緊の課題となっております。

こうした状況のもと、当社は以下の中核事業を中心に、介護業界におけるデジタル変革と業務改善の支援に注力してまいりました。

これらの取り組みにより、当期の業績は以下の通りとなりました。

事業別売上については、コンサルティング事業が引き続き全体の成長を牽引しており、また、減価償却費の増加があった一方で、業務委託費の効率的な運用および営業体制の最適化により、全体として高い収益性を確保することができました。

以上の結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

売上高：504,405千円

営業利益：197,644千円

経常利益：236,721千円

当期純利益：163,369千円

本年度は、サービス体制の強化と持続的成長に向けた土台固めの年となり、次年度以降のさらなる飛躍に向けた基盤を築くことができました。

#### ① 設備投資等の状況

特記事項はありません。

#### ② 資金調達の状況

特記事項はありません。

#### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

- ① 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記事項はありません。
- ② 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利業務の承継の状況  
特記事項はありません。
- ③ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第1期 (2023年1月期)	第2期 (2024年1月期)	第3期 (2024年5月期)	第4期 (2025年5月期)
売上高 (千円)	-	112,637	36,647	504,405
経常利益 (千円)	△7	47,513	72	236,721
当期純利益 (千円)	△36	29,560	△1,427	163,369
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△18円30銭	14,780円0銭	△711円81銭	60,854円13銭
総資産 (千円)	1,269	435,319	410,315	775,215
純資産 (千円)	963	30,524	371,595	534,964

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) の金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出してあります。  
(注) 第3期は、決算期を1月から5月に変更しているため、4ヶ月の変則決算となります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年5月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略を確実に遂行していくために、以下の項目につき重点課題として掲げ、成長性を高め企業価値の向上に努めてまいります。

- ①新しい販路及び取引先の拡大
- ②システムの拡充
- ③サービス水準の高度化により顧客及び社会満足度の向上
- ④内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンス強化

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

福祉事業者等への経営コンサルティング及び経営支援等事業、コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理ならびにコンサルティング業務

(6) 主要な営業所（2025年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区南青山6丁目6番22号

(7) 従業員の状況（2025年5月31日現在）

20名

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年5月31日現在）

## (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 8,000株
- ② 発行済株式の総数 2,685株
- ③ 株主数 22名

## (2) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社High Voltage Capital	655	24.39%
株式会社カイカフィナンシャルホールディングス	300	11.17%
投資事業組合ITトラスト5号	300	11.17%
白井 洋知	300	11.17%
白井 一成	200	7.45%
白井 咲希	150	5.59%
投資事業組合IF介護2号	100	3.72%
小財家興産株式会社	81	3.02%
松尾 豊	80	2.98%
投資事業組合IF介護1号	63	2.35%

## (3) その他株式に関する重要な事項

特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年5月31日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2023年11月29日	2024年1月30日
新株予約権の数	110個	60個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 (新株予約1個につき1株) 110株	普通株式 (新株予約1個につき1株) 60株
新株予約権の払込金額	0円	0円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり500,000円	新株予約権 1個当たり500,000円
権利行使期間	2025年11月30日から 2029年1月31日まで	2024年2月1日から 2029年1月31日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式数 当社役員 110個 110株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 関係会社役員 60個 60株 4名

	第3回新株予約権
発行決議日	2024年10月18日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 (新株予約1個につき1株) 30株
新株予約権の払込金額	0円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり500,000円
権利行使期間	2026年10月29日から 2029年1月31日まで
行使の条件	(注)
従業員の保有状況	新株予約権の数 目的となる株式数 当社従業員 30個 30株 4名

(注)新株予約権者は、新株予約権の権利行使可能期間において、新株予約権の全部を一括してのみ行使することができるものとする。

#### 4. 会社役員に関する事項（2025年5月31日現在）

##### （1）取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮本 隆史	・社会福祉法人善光会 執行役員 最高戦略責任者
取 締 役	岩野 裕一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)實業之日本社 代表取締役社長</li> <li>・(株)アサカ 取締役</li> <li>・(株)レジストアート 取締役</li> <li>・(株)サン・アート 取締役</li> <li>・(株)千秋社 取締役</li> <li>・(株)実業之日本総合研究所 代表取締役会長CEO</li> <li>・(株)スケブベンチャーズ 代表取締役</li> <li>・(株)スケブ 代表取締役会長</li> <li>・(株)造形社 代表取締役会長</li> <li>・(株)実業之日本デジタル 代表取締役社長</li> <li>・(社)中国問題グローバル研究所 代表理事</li> </ul>
取 締 役	前川 遼	・社会福祉法人善光会 サンタフェ総合研究室 室長
監 査 役	中庭 毅人	・渋谷パートナーズ税理士法人 代表社員

##### （2）取締役、監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	2人	3,000千円	
監査役	一人	一千円	
計	2人	3,000千円	

（注）無報酬の取締役、監査役がいるため、取締役、監査役の人数と支給人数は相違します。

#### 5. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記事項はありません。

#### 6. 記載数字の表記について

本事業年度報告の記載数字は、表示単位未満を切り捨てております。

【別紙3】

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年7月30日

株式会社善光総合研究所

監 査 役 中庭 毅人 

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第1号議案が承認可決され、効力が発生した場合には、株式会社善光総合研究所は当社の連結子会社となりますので、当社及び当社グループの今後の事業拡大及び戦略的事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加及び変更を行うものであります。なお、本定款変更の効力発生は、本株式交付の効力発生を条件といたします。

### 2. 変更内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
(1)～(46) (記載省略)	(1)～(46) (現行どおり)
(新設)	<u>(47) 福祉事業者等への経営コンサルティングおよび経営支援等事業</u>
(新設)	<u>(48) 社会福祉に関する研究、調査および情報の提供</u>
(新設)	<u>(49) 社会福祉の増進に資する人材の育成に関する業務</u>
(新設)	<u>(50) 社会福祉に関する資格の企画、創設、運営</u>
(新設)	<u>(51) 社会福祉に関する資格試験、研修、催事の企画、実施、運営</u>
(新設)	<u>(52) 福祉機器、用具および介護用品の企画、開発、販売、輸出入、賃貸、保守</u>
(新設)	<u>(53) 福祉に関するシステムの企画、開発、販売、輸出入、賃貸、保守</u>
(新設)	<u>(54) 福祉機器、用具および介護用品ならびに福祉に関するシステムの代理販売</u>
(新設)	<u>(55) 貸室業</u>
(47) 前各号に附帯する一切の業務	(56) 前各号に附帯する一切の業務

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザ ストリングス 表参道 1階 グランドセントラル  
電話 (03) 5778-4186



## 交通のご案内

(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B5出口より直結)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD  
FONT